保育の必要性と認定区分

	保育の必要性	認定区分
下記の保育を必要とする事由に <u>該当しない</u> 場合	なし	
下記の保育を必要とする事由に <u>該当する</u> 場合	あり	新 2 号· 3 号

保育を必要とする事由		保育が必要なことを証明する書類 ※父母それぞれについて必要
就労	雇用主がある場合 (社員・パート・アルバイト等。内定 も可。)	 ○就労証明書(兼産休・育休証明書)【市様式】 ・本社以外(支社や事業所)の代表者による証明でも可能です。 ・雇用期間が有期の方で、雇用(予定)期間が入園(希望)日より前に終了している場合、また、更新予定であっても雇用(予定)期間が申込締切日より前に終了している場合、就労している証明書類として受け付けできません。 ・在宅勤務の場合は、その旨を備考欄へ記入してください。 ・雇用期間が有期の方で、更新予定がある場合は、就労証明書にその旨を記載してください。 ・国の標準様式(簡易版)を使用していただいてもかまいません。 ・原則として事業主の押印が必要です。ただし、事業者が作成した証明であることを確認できる書類がある場合、押印省略可能です。 <事業者が作成した証明であることを確認できる書類> ①企業から就労証明書等の送付されたことがわかるメール画面等を印刷したもの ②直近1か月の給与明細の写し
※月64時間以上	自営業や報酬を受けている場合 (事業手伝いを含む。)	○ 就労状況申立書【市様式】 ・申立内容次第では、別途書類(開業届や実績が分かる書類等)を 提出していただく必要があります。 ・実績がない場合、 <u>求職活動・起業準備</u> として認定申請していただく場 合があります。
	農業従事の場合 (農業専従者を含む。)	 ○就労状況申立書【市様式】 ・申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。 ・実績がない場合、<u>求職活動・起業準備</u>として認定申請していただく場合があります。 ○農地基本台帳記載証明書 ・市内に農地がある場合、農政課(市庁別館 7 階)で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です
	内職の場合	○家内就労(内職)証明書【市様式】
出産	【有効期間】出産月を含む前3か月〜出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページの写し ・八戸市の手帳の場合、妊婦保健指導報告書のページです。 ・八戸市以外の手帳の場合、保護者以外が記入した出産予定日の ページの写しを提出してください。または、妊婦健康診査受診票などの 予定日が分かる書類の写しを提出してください。

疾病・障がい	疾病・けが等	○ 診断書【市様式】 ・ 市の様式以外は受け付けできません。 ・ 期間が有期の方で、認定(入園)希望日より前に終了している場合、書類を受け付けできません。
	障がい	○次のいずれかの書類 (氏名・等級・有効期限が分かるページの写し) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護(寮育)手帳 ・国民年金の障害基礎年金証書等の受給を証し、等級がわかるもの
介護・看護 ※月64時間以上		 介護・看護申立書【市様式】 ・介護・看護に係る時間について記入してください。 ・1日のスケジュールは、詳しく記入してください。 ・申立内容次第では、必要に応じて内容確認を行う場合があります。 ○診断書【市様式】又は次のいずれかの書類(写し) ・介護保険被保険者証(要介護認定を受けたもの) ・障害者手帳等(氏名・等級・有効期限が分かるページの写し) ・施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧に あたっている場合	○申立書【市様式】○り災証明書
求職活動 ·起業準備	【有効期間】90日を経過する日が属する月の末日まで	○ 求職活動申立書【市様式】 ・入園後3か月以内に就労証明書等を提出してください。
就学・ 職業訓練 ※月64時間以上	【有効期間】修了日が属する月の末日まで(自動車学校の場合は1か月間のみ。)	 ○在学(受講)証明書 ○時間割表・カリキュラム等(写し) ・月の登校日数、1日の授業開始時間から終了時間が分かる書類を提出してください。 ※在宅は原則不可です。リモートで授業があるなど、時間的制約がある場合は、その旨が分かる書類をお持ちの上でご相談ください。